# 天野和夫賞

# 『天野和夫賞』

# 第8回受賞者および選考理由

## 1.『天野和夫賞』の趣旨

本賞は,法哲学者としても活躍された立命館大学元総長・学長,故天野和夫先生のご令室・天野芳子様のご寄付に基づき,立命館大学大学院法学研究科において優れた研究成果を出して学位を取得した大学院修了生,ならびに法の基礎理論研究の成果によって学問の発展に多大な寄与をしたと認められる,主として若手の研究者を表彰し,その研究を奨励することを目的とする。

## 2. 本賞の区分

- (1) 天野和夫研究奨励金規程(以下,規程)第3条1項1号の該当者 「卓越した研究成果をもって本学大学院法学研究科において課程博士 の学位を取得した者」
- (2) 規程第3条1項2号の該当者 「特に優れた成績をもって本学大学院法学研究科において修士の学位 を取得した者」
- (3) 規程第3条2項の該当者
  - 「法の基礎理論研究において優れた研究をもって学界に貢献した者」

# 3.第8回天野和夫賞選考の経過

2010年度については,規程第6条に基づき,平野仁彦・本学法学部教授(法学研究科長)を委員長とし,田中成明・国際高等研究所副所長・京都大学名誉教授(法哲学専攻),大平祐一・本学法学部教授(法史学専攻), 高橋直人・法学部准教授(法史学専攻),渡辺千原・本学法学部教授(法 社会学専攻),谷垣和則・本学教学部副部長を委員として天野和夫賞選考委員会が組織された。選考委員会は,2010年8月3日に開催され,選考の結果,以下のように決定した。

- 4. 第8回天野和夫賞受賞者とその選考理由
- (1) 規程第3条1項1号該当者

村上康司氏

最終学歴:2010年3月 立命館大学大学院法学研究科法学専攻博士課

程後期課程修了

専攻分野:商法

学 位:博士(法学) 立命館大学

博士論文:「企業買収における取締役の賠償責任」

## 【選考理由】

本論文は、企業買収局面における取締役の行為規準を研究したものである。これまでも買収防衛策としての新株・新株予約権の発行差止めが可能かどうかの面から相当の議論が学界、実務界それぞれに行われてきたが、これらは事前差止を中心にした検討である。これに対し、本論文は、事前差止の問題の重要性を認識しつつも、もし防衛措置が取られたとして、それによって株主が損害を被る事態になったとすれば、取締役が責任を負うことがありうるのか、あるとすればどのような場合かについて検討を加えたものである。この局面にまで及ぶ研究は、わが国でもまだ議論が少なく、まとまった形の検討は行われていない。その意味で、本論文は、企業買収局面における取締役の行為規準を考える場合、買収防衛措置がとられた事後的な問題も含めた検討が必要ではないかという新たな問題提起をしており、そこに学問的な意義があり、天野賞に値するものと思われる。

## (2) 規程第3条1項2号該当者

堀林 諒氏

#### 『天野和夫賞』

最終学歴:2010年3月 立命館大学大学院法学研究科法学専攻博士課

程前期課程修了

専攻分野:国際取引法

学 位:修士(法学) 立命館大学

修士論文:「国家間投資協定における義務遵守 アンブレラ条項の

意義と機能」

## 【選考理由】

本論文は、国家間投資協定に基づく(外国)投資家と投資受入国間の国家契約上の紛争を、国家裁判所における解決のみならず、国際的な仲裁機関における解決も選択可能とする、通称「アンブレラ条項」の本質(意義と機能)を検討するものである。現在、世界規模で(二国間)投資協定の重要性が増してきている。日本も、遅ればせながらこの潮流に乗らんとしているが、アンブレラ条項の歴史やその定義づけを試みる論稿が極めて少なく、理論的にも、国家契約紛争処理についてはなお古典的な枠組み(投資受入国の主権的構成)が根強いように思われる。その意味で、本論文は、アンブレラ条項の生成過程の把握、実態(現状)分析および仲裁判断において提起された法的な論点の整理を、外国の主要論文の検討を基礎に行っている。院生の手によるものの、新規性および将来の理論的展開可能性の点において、非常に高い水準にあるものと判断する。

#### 丁藤 献氏

最終学歷:2010年3月 立命館大学大学院法学研究科法学専攻博士課

程前期課程修了

専攻分野:国際政治学

学 位:修士(法学)立命館大学

修士論文:「非伝統的安全保障の理論的展開に関する分析 ARF と

ASEAN + 3 における人身取引対策を事例として

#### 【選考理由】

本論文は,古典的あるいは伝統的な安全保障論および1990年代以降国連周辺で唱導される人間の安全保障論とは異なる,そのある種中間的形態ともいうべき「非伝統的安全保障論」に関して,安全保障が多義化していった経緯を分析し,グローバリゼーション下で加速する国際的組織犯罪において安全保障論が展開されてきた構造上の背景を解明し,軍事的争点だけではない政治,経済,社会,環境に関する各「セクター」を包摂する近時の新たな安全保障論に注目し,それをアセアン地域フォーラム(ARF)および ASEAN+3 における越境犯罪の議論に投影している。

論者のいう三つの安全保障類型の中では、従来必ずしも多くの研究がなかった分野について、その生成と発展経緯を丁寧に分析し、「セクター」 論のような新規な学説との接点も見出しながら、個別具体的な事案に当て はめて検討する論証プロセスは、体系的でかつ説得力も高い。内外の文献 を既に紹介されているものでも自分で丹念に検討している点も評価でき、 総合的に完成度の高いものと判断される。

#### (3) 規程第3条2項該当者

平田彩子氏

最終学歷:2009年3月 東京大学大学院法学政治学研究科総合法政専 攻修士課程修了

東京大学大学院法学政治学研究科助教を経て2010年8月よりカリフォルニア大学バークレー校 Jurisprudence and Social Policy プログラム博士課程

専門分野:法社会学

学 位:修士(法学) 東京大学(2009年3月)

著 書:『行政法の実施過程 環境規制の動態と理論 』木鐸

社(2009年)

#### 【選考理由】

「本の上での法ではなく,実際の法を明らかにする」という「生ける法」研究を学問の柱とする法社会学において,行政規制がいかに執行されているかを明らかにすることは,その基本的な課題の一つである。

本書は、東京湾沿いの主要都市の行政における水質汚濁法の規制実施過程を、綿密且つ広範に及ぶ地道な面接調査を通じて鮮やかに描き出している。法の実効性は、サンクションの発動によって実現しているのではなく、行政指導、その内実として、執行者と被執行者の長期的継続的な関係を背後としたコミュニケーションによって実現していることを、十分な実証的裏付けをもって明らかにしている。この点でも、非常に優れた実証的な法社会学の成果であるが、本書は、それを、「法と経済学」の分野でももっとも説明力・分析力が高いとされる先端のゲーム理論を用いてモデル化しており、法の基礎的な理論研究としての価値も極めて高い。

平田氏は,新進気鋭の法社会学者であり,今後も,実証と理論の双方から,法の基礎的な研究を深めていかれることが学会でも大いに期待されている。天野賞にふさわしい優れた研究成果であると評価された。

#### 5.『天野和夫賞』授与式

2010年10月15日,本賞の受賞者出席のもと(留学等により出席の叶わなかった方もあったが),二宮周平・本学法学部長の司会により『天野和夫賞第8回授与式』が開催された。川口清史・本学総長より賞状ならびに副賞の授与が行われ,天野芳子様よりご祝辞をいただくとともに,平野仁彦・選考委員長より選考理由の報告が行われた。授与式は,関係各位の出席を得て,晴れやかに行われた。